

泉大津市生涯学習推進計画 及び泉大津市文化芸術振興計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

泉大津市生涯学習推進計画及び泉大津市文化芸術振興計画策定業務委託

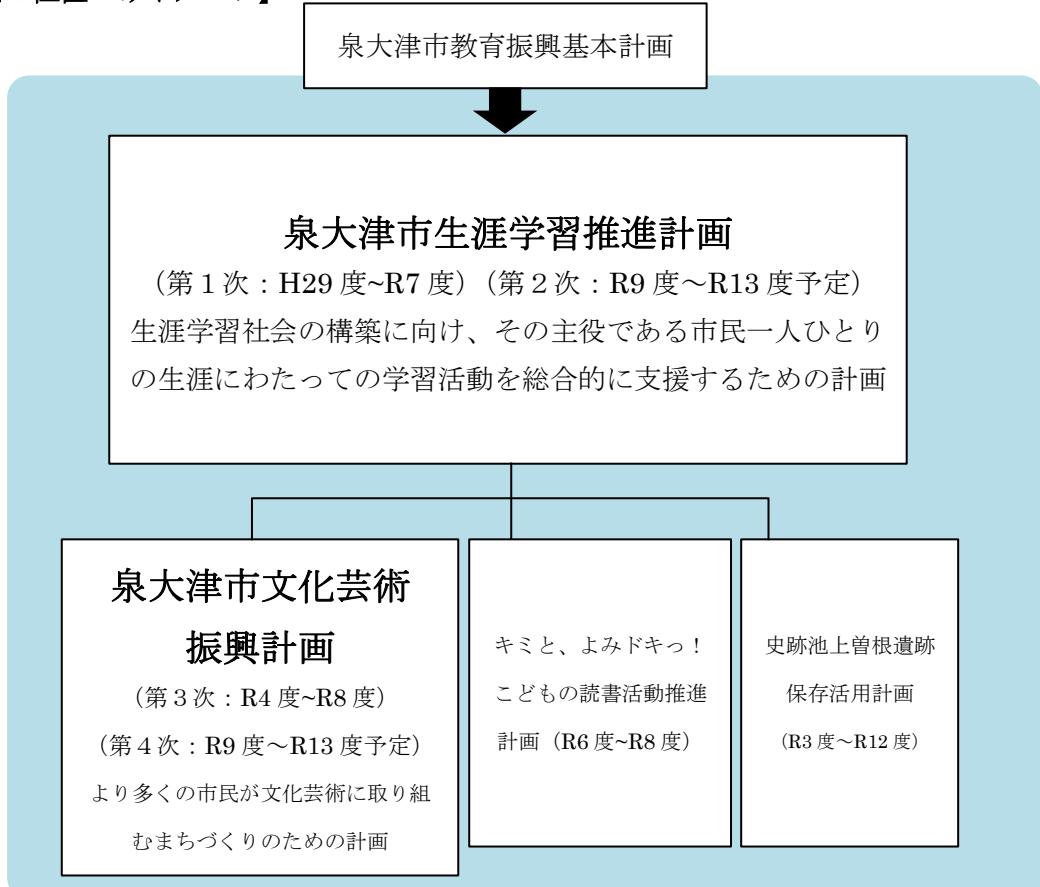
2. 委託業務の目的

令和6年度に泉大津市教育委員会では第2次泉大津市教育振興基本計画を策定し、令和10年度までの間に社会教育分野が向かう方針を、「まち全体が『学びのキャンパス』として市民の人生を豊かにする学びやつながりを生み出します」と定めた。

現行の第1次泉大津市生涯学習推進計画と第3次泉大津市文化芸術振興計画に記載のない施設や施策、計画が次々と生まれるなどの過渡期を迎えるなか、新たな教育振興基本計画ならびに上述の両計画の記載内容や関連性を精査・整理したうえで、生涯学習活動や文化芸術活動を通じて、市民の「意識改革」「行動変容」が生まれるイメージを、計画策定等のプロセスを通じていかにデザインするか等、各計画のあり方について改めてその役割を明確にする必要がある。

については現行の生涯学習推進計画の終期を令和8年度末まで延長し、令和7・8年度の2か年にわたり、第2次泉大津市生涯学習推進計画（以下、「生涯学習推進計画」という。）と第4次泉大津市文化芸術振興計画（以下、「文化芸術振興計画」という。）を関連付けながら、同時並行で個別計画として策定することを目的とする。

【各計画の位置づけイメージ】



3. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務内容

(1) 共通事項

令和7年度と令和8年度の2か年にわたり平行して、生涯学習推進計画と文化芸術振興計画を個別計画として策定する。

ア 生涯学習及び文化・芸術環境を取り巻く現状整理、基礎資料分析作業

以下の現状と課題の整理を行い、計画策定の基礎資料とする。

① 社会的潮流及び市における地域課題の抽出・整理

② 国・府・先進自治体の施策事例調査

③ 上位計画及び関連計画の動向調査並びに整合性の吟味

④ 地域資源の把握・整理

⑤ 公的施設及び民間施設で実施しているソフト部分（ハード部分は含まない）の把握・整理

※業務履行に際しては、必要資料等は貸与する。

イ 計画骨子案作成

ウ 計画素案作成

エ 計画書作成（本編）

市民に対し、本市が目指す生涯学習推進及び文化・芸術振興の施策を明確にするとともに、写真、イラスト、その他の手段のデザインを用い、手に取りやすく、目を通しやすい、伝わりやすさを重視することに重点を置き、計画の軸となる方針やその考え方を示すものとする。

なお計画書は、生涯学習推進計画及び文化芸術振興計画の2計画を個別に作成するものとする。

オ 計画書作成（データベース・バックボーン編）

計画策定に係る経緯及び策定の経過、収集したデータを取りまとめたものとし、電子データでの納品とする。

作成にあたっては、集計結果をグラフ化し、分析文を掲載のこと。

カ 市民アンケート（2,000件程度）※発送・回収作業を含む

① 生涯学習推進計画及び文化芸術振興計画に関わるアンケートを一度に実施すること。

② 調査票の設問設計にあたっては、本市の実情に即した設問案を提示すること。

③ 対象者の抽出は、市が行うものとする。

④ 集計・分析にあたっては、単純集計及びクロス集計を行い、市が要望するクロス集計には隨時対応すること。

⑤ 集計結果は電子データにて納品すること。

キ パブリックコメントの実施支援

- ① 関連資料等の作成
- ② 意見のとりまとめ並びに生涯学習推進計画（案）及び文化芸術振興計画（案）への反映
- ク 計画の進行管理の手法提案
 - 実効性のあるものとするための予算、評価、計画が一体的に連動した進行管理手法の提案を行うこと。
- ケ 計画の効果的なPR手法の提案
 - 策定した計画を、市民に対して効果的に周知できる手法の提案を行うこと。
- コ 市担当者との打ち合わせ（月1回程度想定）
 - ただし、各回とも議事録の作成を行うこと。

（2）生涯学習推進計画

- ア 各種会議体等における運営支援（令和7年度2回、令和8年度3回程度開催想定）
想定する会議体等は別紙1に記載する。
 - ① 会議関係資料案の助言、資料作成
 - ② 事業スケジュールの検討
- イ 計画への市民の意見を反映させることを目的としたワークショップの開催（令和7年度中に3回程度想定）
- ウ 計画への市民の意見を反映させることを目的とした、社会教育施設利用団体からの意見聴取（2か年で1回程度）

（3）文化芸術振興計画（泉大津市文化芸術振興条例に基づき策定を要する）

- ア 文化芸術振興会議の設置及び開催（年3回程度）に関するすべての業務
 - 委員となる学識経験を有する者の選定、涉外を含む。また、外部委員に対する謝礼金等は経費計上すること。
 - ① 文化芸術振興計画検討委員会の運営（委員の日程調整等も含む。委員会は1回あたり2時間程度）
 - ② 文化芸術振興計画検討委員会に必要な資料の作成
 - ③ 文化芸術振興計画検討委員会で出された意見の整理及び調整、会議録の作成（会議終了ごとに提出）
 - ④ 文化芸術振興計画検討委員会運営に関する提案
 - ⑤ 事業スケジュールの検討
- イ ブンカミーティング（※注釈）での意見聴取（2か年で3回程度想定）
(※注釈) 泉大津市の文化芸術を盛り上げるため、市民が気軽に文化芸術について話し合うワークショップ。
ブンカミーティング実施事業者との調整の上、市民の声を収集し計画へ反映させること。

5. 成果品

(1) 計画書（本編）共通事項

- ア 各計画においてそれぞれに作成すること。
- イ 本編は冊子（A4 サイズ、本文 16 ページ程度、フルカラー印刷 300 部）を想定しているが、想定以外の規格による成果品であっても、市民が手に取りやすく、計画実現に向けた行動に移すための工夫がされたものであれば、事前に本市と協議の上、認めるものとする。
- ウ 成果品が印刷物の場合は、印刷入稿用データも併せて納品すること。納品データは、Adobe Illustrator (ai) データ及び PDF ファイルによることを基本とし、その他形式による納品については本市との協議の上決定する。
なお動画等の場合は汎用性のあるデータ（MP4 など）での納品とすること。納品の形式は外付けハードディスクとする。

(2) 計画書（データベース・バックボーン編）共通事項

- ア 各計画において作成すること。電子データによる納品とするが、のちに印刷での発行が可能なよう A4 サイズでのデータ作成を基本とし、汎用性の高い規格で作成すること。詳細は本市と協議の上決定する。
- イ 納品の形式は外付けハードディスクとする。

6. 著作権及び版権

- (1) 本契約で作成された成果品の著作権及び版権は、本市が所有するものとする。
- (2) 本契約の履行に当たり生じたもの、印刷物や動画、写真等のデジタル情報等については、本市に譲渡すること。
- (3) 本市が前号の規定により引渡しの請求をしたときは、本市の指定する方法に従い、指定された期日までに、これらを引き渡さなければならない。

7. 注意事項

- (1) 契約金額の支払については、契約完了後、全ての業務が完了した後に一括で支払うものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また業務終了後も同様とする。
- (3) 本契約及び業務仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項で、業務実施上必要と認められる事項にあっては、本市との協議を要するものとする。
- (4) 業務の履行にあたり、十分な知識を有する者を配置すること。
- (5) 業務終了後において、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良個所が発見された場合は、すみやかに市が必要と認める訂正、補正等必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。

仕様書 4(2)で想定している会議体等

1. 社会教育委員会議

社会教育委員による意見交換会を行う。

【開催頻度・時期】 5月、11月、2月頃（全3回）

2. 総合教育会議

市長部局と教育委員会事務局による会議体

【開催頻度・時期】 6月、12月（全2回）

※上記1及び2の会議体については出席を要さない。議事録を共有する予定。